

令和5年12月25日  
香川県広域水道企業団 財産  
契約課  
担当者：池田・清永  
ダイヤル：087-826-6114

## 建設業者を指名停止

### 1 事案の概要

下記の業者の元役員は、県内の土地改良区が行った土地改良事業の指名競争入札において、同社が受注できるように便宜を受けた見返りに、同土地改良区理事長に現金を渡したとして、令和5年12月5日、土地改良法違反の疑いで逮捕された。

このことは、香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領別表第11号（2）（贈賄）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

### 2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
株式会社中山組 代表取締役 中山 裕樹	高松市香川町浅野 1255-1	令和5年12月25日 ～令和6年9月24日 (9月間)

### 3 指名停止業者と企業団との契約状況（令和元年度以降）

年度	件数	契約額（千円）
1	2	41,157
2	2	46,145
3	1	26,730

## 香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領（抄）

（指名停止等）

第1条 企業長は、香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号。以下「規程」という。）第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（規程第6条第1項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

別表（第1条、第3条—第5条、第10条関係）

措置要件	期間
(贈賄) 11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から  6月以上12月以内 4月以上9月以内 2月以上5月以内